

電力広域的運営推進機関
防災連絡システムの導入に関する
仕様書

電力広域的運営推進機関

平成27年6月

1. 件名

電力広域的運営推進機関の防災連絡システムの導入

2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）が、災害発生等における対応組織設置の会員及び役職員への通知、並びに動員指示を行うことが、防災業務計画に規定されている。これら通知・指示を迅速かつ的確に行うこと、及び役職員の安否確認機能も兼ね備えた防災連絡システムを構築するものである。

3. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う。

3.1 入札資格

- (1) 平成 25・26・27 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加したこと。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。
(注 1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
(注 2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3.2 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札説明会への参加が入札の必要条件となるため、入札を希望する者は、必ず参加すること。

日 時：平成 27 年 6 月 9 日（火）10 時 00 分～（30 分程度）

場 所：電力広域的運営推進機関（東京都千代田区神田神保町 2-10-10）

参加資格：3.1 の入札資格を満たす者

そ の 他：・参加人数は各社 2 名までとする

・当日の名刺交換・挨拶等は控えさせていただきますが、受付にて名刺を 1 枚ご提出く

ださい

3.3入札方法

平成27年6月17日（水）15時必着で、以下の書類を郵送または持参すること。

（1）提出書類

- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
- ・機能証明書
- ・契約書（案）
- ・見積書 … 別途封入すること

（2）提出先

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町2-10-10

電力広域的運営推進機関 防災連絡システム導入 入札係

3.4入札保証金及び契約保証金

免除

3.5落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。

3.6入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3.7落札結果の通知

平成27年6月19日（金）までに、入札者に対して落札結果を通知いたします。なお、落札結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

4. 契約期間及び導入時期

システム導入期限 平成27年7月13日（月）

契約期間 平成27年7月13日（月）から平成32年7月12日（日）まで

5. 仕様

（1）システム運用体系

- ・本システムは、受注者が提供する環境（データセンター）を広域機関がインターネット経由で利用できるようにした提供型（ASPサービス）のシステムとし、広域機関が別途用意するインターネットに接続できるパソコン、タブレット並びに携帯電話（スマートフォン含む）から利用できること。
- ・広域機関が、災害発生等における対応組織設置の会員及び役職員への通知、並びに役職員への

動員指示、役職員の安否確認に使用できるようにすること。広域機関の会員向け（800ID）、役職員向け（200ID）の二つの用途で使用するため、双方への一斉メール配信及び役職員からのメール返信、データ集計が輻輳しないよう、システム上、区分されていること。

（2）ログイン機能

- ①本サービスを利用する際、ID、パスワードによりログインする機能の設定が可能であること。
- ②セキュリティを考慮し、広域機関の管理者と管理者以外の役職員向け・広域機関の会員向けのログインサイトを別々に用意すること。

（3）手動送信機能

- ①送信先は、組織階層の中から会員の地域や役職員の部署を任意に選択することができ、かつ、各地域や各所属を横断的にグルーピングして任意に選択して送信できること。
- ②管理者は、パソコン、タブレット並びに携帯電話（スマートフォン含む）から送信操作ができること。
- ③管理者は、一斉配信メールの記載内容・回答依頼項目などを任意に作成することができ、1回の送信における2者択一以上の質問を少なくとも5項目以上設定できること。
- ④広域機関から送信したメールが未着または回答がメール返信されていない会員や役職員を対象に自動で再送信ができることとし、再送信回数や間隔を設定できること。また、再送信設定後でも管理者がこれを解除できること。
- ⑤予め決められた日時に、予め決められた送信先と送信内容を設定して自動送信できること。
- ⑥容易に操作するために、予め送信先と送信内容を定型文として登録しておくことができるこ

（4）自動送信機能

- ①地震、津波等の気象情報の発表と連動して、必要な情報を予め登録した会員や役職員に対して自動送信できること。
- ②管理者の操作として、地震発生により自動送信する地域（その地域に所在する会員や役職員に発信できる）の指定及び震度の設定（震度1～7）ができること。
- ③地震、津波等の発生時の自動送信機能は、各事象単位及び地震については震度毎に送信する文面を予め任意に定義できること。文面は、2者択一以上の質問を少なくとも5項目以上設定できること。
- ⑤地震発生により自動送信する震度設定は、地域や複数の地域をまとめたエリアに対して、自動送信範囲を複数設定でき、震度毎に送信対象となる会員や役職員を指定できること。
- ⑥広域機関から送信したメールが未着、または一定時間回答がメール返信されていない会員や役職員を対象に自動で再送信ができることとし、再送信回数や間隔を設定できること。

（5）回答方式

- ①質問項目への回答については、メール回答方式を使用できること。（WEB回答方式やスマートフォン専用アプリ回答との選択制でも可能。）
- ②メール方式は、択一方式またはテキスト方式での回答方式とすること。
- ③WEB方式は、択一方式及びテキスト方式での回答方式とすること。
- ④スマートフォン専用アプリは、択一方式及びテキスト方式での回答方式とすること。

（6）スマートフォンアプリ対応

- ①会員や役職員がメールあるいはスマートフォン専用アプリのプッシュ通知を受信した際、質

問内容について自身の状況をメール返信で回答する方法とメールに記載されたURLからウェブサイトへアクセスして回答する方法とスマートフォン（ios、android 対応）専用のアプリケーションから回答する方法に対応できることが望ましい。

- ②会員や役職員がメール受信できない場合であっても、予め用意されているURLからウェブサイトへ自主的にアクセスし、ID・パスワードを入力してログインのうえ、自身の安否状況を回答できること。
- ③スマートフォン専用アプリにプッシュ通知されない場合であっても、アプリから自主的に回答できること。

（7）回答集計機能

- ①同時期に発生した複数の地震を、一つの件名として集計管理ができること。
- ②管理者は、代理で役職員の状況登録ができること。
- ③集計結果及び会員や役職員毎の登録状況は、CSV等のデータファイルとして出力可能なこと。

（8）データ登録等機能

- ①管理者は、会員・役職員のメールアドレス等の基本情報をウェブサイトから登録及び変更、削除ができ、且つ、CSVファイル等に取りまとめた情報の一括登録及び変更、一括削除ができること。
- ②会員や役職員は、パソコン、タブレット並びに携帯電話（スマートフォン含む）から利用者向けログインサイトより会員・役職員毎に設定されたID／パスワードを利用してログインし、本人の個人情報（メールアドレス、電話番号）の登録、変更等ができること。また、会員や役職員宛に登録依頼メールを送信することによるメールアドレス登録・更新もできること。
- ③登録した個人情報が、管理者や他者に漏洩したり、閲覧されたりすることのないような仕組みを備えていること。

（9）管理者機能

- ①管理者権限は、システム内での操作に制限を与えるため、操作範囲の異なる権限区分を設けることができること。（4種類以上が望ましい）
- ②システムに登録できる管理者数に制限が無いこと。
- ③所属する部署以外に異なる部署の管理者権限も登録できること。
- ④月に一度以上指定した特定の管理者宛に自動で一斉配信メールを送信し、正常にメールが配信されていることが確認できること。

（10）セキュリティ対策機能

- ①IDは、半角英数字（記号、ハイフン含む）により8桁以上で設定できること。なお自由にパスワード変更が可能であること。
- ②インターネットを利用する際は、SSL通信などのセキュリティに配慮した通信方法を使用すること。
- ③ログイン後であっても無操作時は一定時間経過後に自動的にセッションが切断されること。
- ④不正利用防止のため、パスワードの連続間違い（3回程度）でログインIDをロックする機能を有すること。
- ⑤インターネットの検索サイトで安易に想定されるキーワードによるログイン画面URL検索が容易に出来ないこと。（例：[緊急連絡]「安否」「ログイン」等）
- ⑥ログイン用のパスワード忘却時、利用者は自身のパスワードを初期化できること。

(11) その他機能

広域機関が任意に日時・送信文・送信先を設定し、会員・役職員向けの訓練ができる機能を有すること。

(12) データセンターのセキュリティ対策等

- ①日本国内にあり、サービスの異常を速やかに検知し対応可能なように、24時間365日体制での稼働状況監視を行うこと。
- ②サーバを構成する設備、施設等は、受注者（会社法で定める子会社を含む）が保有し運用・管理するデータセンターに設置してあること。
- ③データセンターを設置する施設及び事業所等は、ISO27001（ISMS）を取得していること。
- ④登録された個人情報が外部に漏洩しないよう、データセンターとして、以下のセキュリティ対策を全て有していること。（ア）生体認証（イ）IDカードによる入退室管理（ウ）共連れ防止対応
- ⑤システムを構成するサーバやネットワーク等は冗長化構成とし、障害発生時は瞬時に切り替え、同等のサービスを提供すること。
- ⑥外部電源の供給が途絶えた場合でも72時間稼働すること、大容量の蓄電池や自家発電装置等を備えていること。
- ⑦国・自治体が公表しているハザードマップにおいて、震度7が想定されている地域（市区町村単位）に立地していないこと
- ⑧1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能はI類相当であること。（※）
※官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修、平成8年版）。高さ60mを超える高層建築物、免震建物はI類とみなす。

(13) システム提供について

- ①利用するアプリケーションソフトは、受注者（会社法で定める子会社を含む）のサーバにインストールされているものとし、当該サーバの提供及び運用管理者は受注者が行うこと。
- ②サーバの機種変更、バージョンアップ及び定期メンテナンス等については受注者（会社法で定める子会社を含む）が行うものとし、その都度、広域機関に事前連絡をすること。
- ③受注者は広域機関に操作説明書を提供すること。また、管理者向けの操作説明を実施すること。説明実施時期については広域機関及び受注者が協議の上、決定すること。

(14) システムサポートについて

- ・システム障害等の問い合わせに対して、電話あるいはメールで24時間365日受け付け可能であること。

6. 検収条件

システムの導入後、動作確認後、完了報告書の提出をもって検収とする。

7. 支払条件

初期費用 … 検収後、翌月末支払い

月額費用 … システム導入以降、当月末締め翌月末払い

8. 見積条件

- (1) この仕様におけるシステム導入等の初期費用及び契約期間における毎月の使用料の合計額を見積

ること。なお、見積金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。

(会員800ID・役職員200IDにて見積り)

- (2) システム導入等の初期費用と月額使用料並びに月額使用料の合計額が分かるよう、内訳を明記すること。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

本契約履行に際して知り得た広域機関の業務上、技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外使用及び第三者に漏えいしないこと。

10. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成27年6月11日（木）17時までに下記問い合わせ先へ電子メールにて問い合わせることとする。問い合わせへの回答は平成27年6月12日（金）までに広域機関ホームページの本公告上に開示する。

問い合わせ先：keiyaku@occto.or.jp

ウェブサイト：<http://www.occto.or.jp/oshirase/chotatu/index.html>

- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

- (3) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約の概要を公表することとする。

以上